

いちごの里デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あやめ会が開設するいちごの里デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いちごの里デイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県伊豆の国市北江間45番地の1

(職員の職種及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族の相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の健康状態を把握し、適切なサービスを利用できるよう、必要な処置を行う。

(4) 介護職員 5人以上

介護職員は、利用者の入浴・排泄・食事等サービス利用中の介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。但し12月31日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

但し電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は 一般型:35人 とする。

(通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める額とする。

(1) 入浴・排泄・食事等の介護

(2) 機能訓練等

2 食材料費、おむつ代など利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。そのサービスの提供については、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

1. 食事代	昼食	650円
2. おむつ代	実費	

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

・伊豆の国市・伊豆市(旧修善寺町に限る)・三島市・沼津市・田方郡函南町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は契約に則り、事業所の諸規則を遵守するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災・避難に関する計画を作成し、定期的に避難・救出その他必要な訓練等を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずる。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(3) その他虐待防止のための必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 業務継続計画（BCP）の作成等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対し事業所が提供するサービスを継続した提供できるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(ハラスメントの防止)

第 14 条 ハラスメント（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ケアハラスメント等）の排除並びに防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 15 条 感染症の予防及びまん延の防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の向上の確保等)

第 16 条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの

質の確保及び職員の負担軽減資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第17条 事業所は従業者の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内(試用期間3ヶ月後とする)

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は従業者であった者に対し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人あやめ会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年9月16日から施行する。

この規程の変更は 平成15年9月16日より施行する。

この規程の変更は 平成15年12月1日より施行する。

この規程の変更は 平成17年2月16日より施行する。

この規程の変更は 平成17年4月1日より施行する。

この規程の変更は 平成17年4月1日より施行する。

この規程の変更は 平成17年10月1日より施行する。

この規程の変更は 平成18年4月1日より施行する。

この規程の変更は 平成20年8月20日より施行する。

この規程の変更は 平成21年3月21日より施行する。

この規程の変更は 平成22年10月1日より施行する。

この規程の変更は 平成22年10月1日より施行する。

この規程の変更は 平成24年4月1日より施行する。

この規程の変更は 平成26年9月22日より施行する。

この規程の変更は 平成30年8月1日より施行する。

この規程の変更は 令和元年10月1日より施行する。

この規程の変更は 令和2年9月1日より施行する。

この規程の変更は 令和3年8月1日より施行する。

この規程の変更は 令和4年8月1日より施行する。

この規程の変更は 令和5年2月1日より施行する。

この規程の変更は 令和6年4月1日より施行する。